

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月24日

【会社名】 株式会社Def consulting

【英訳名】 Def consulting, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 下村 優太

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー21階

【電話番号】 03-5786-3800(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部管掌執行役員 岩崎 雅一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー21階

【電話番号】 03-5786-3800(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部管掌執行役員 岩崎 雅一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 第9回新株予約権証券
その他の者に対する割当 2,790,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
1,242,790,000円
(注) 新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	310,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,790,000円
発行価格	新株予約権1個につき9円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.09円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月10日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社Def consulting 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー21階
払込期日	2026年7月10日(金)
割当日	2026年7月10日(金)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 六本木支店

(注)1. 第9回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)については、2026年6月24日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、GP上場企業出資D投資事業有限責任組合及び株式会社WestWoodCapital(以下「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権の総数引受契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は31,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>(1) 2027年1月10日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合(但し、当該取締役会の決議を行った日(以下「決議日」という。)の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知していた場合に限る。)、行使価額は、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 本項第(1)号にかかわらず、本新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、又は金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は本項第(1)号に基づく決議を行うことができない。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 2027年1月10日以降、本欄第2項の記載に従って、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合に修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 下限行使価額は、当初20円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従い調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 31,000,000株(2026年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は42.70%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 622,790,000円</p> <p>7. 本新株予約権の全部の取得を可能とする条項 本新株予約権には、本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は31,000,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下、「割当株式数」という。))とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、40円とする。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 2027年1月10日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合(但し、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権者に通知していた場合に限る。)、行使価額は、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p>

- (2) 本項第(1)号にかかわらず、本新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、又は金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は本項第(1)号に基づく決議を行うことができない。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既発行} \times \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社又は当社の子会社の役員員に対して株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(当社又は当社の子会社の役員員に対して交付されるストックオプション又は交付済みのストックオプション(但し、当該ストックオプションと同内容であり、社外協力者等の当社又は当社の子会社の役員員以外の者に対して同時に交付されるストックオプション又は交付済みのストックオプションを含む。)を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>0.1円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,242,790,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権の行使期間 2026年7月11日から2031年7月10日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 六本木支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 別記「新株予約権の行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載した目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4) 本スキームの特徴」及び「(5) 他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法（以下「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）が現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社は、「デジタル資産×コンサルティング」という独自のハイブリッド型ビジネスモデルにより、他社には模倣困難な競争優位性を構築し、中長期的な株主価値の最大化を目指しております。

現在、中核をなすITエンジニアリング・コンサルティング事業は、慢性的なIT人材不足という社会課題を背景に、安定的なキャッシュ・フローを創出する強固なエンジンとして機能しております。当社はこれまで、独自の採用・育成プラットフォームによる自律的成長（オーガニック成長）を推進してまいりましたが、今後はさらなる事業規模の飛躍的な拡大とサービス領域の拡充に向け、M&Aや業務提携等のインオーガニック戦略を機動的に実行していく局面を迎えております。

当社の2026年3月31日時点における現預金残高は437百万円であり、本業であるコンサルティング事業の運転資金や、デジタル資産トレジャリー戦略に基づく既存資産の維持・運用を行う上では十分な財政基盤を確保しております。

しかしながら、今後当社が目指す「事業規模の飛躍的な拡大」のための大規模なM&Aや、収益基盤の多角化に資する資本業務提携等の投資資金としては、現在の現預金のみでは十分とは言えず、外部からの機動的

な資金調達が不可欠な状況にあります。

また、当社は2026年4月1日付「上場維持基準への適合に関するお知らせ」にて開示のとおり、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準である「時価総額40億円」に対して、直近1ヶ月の平均時価総額は40.7億円の水準で推移しております。当該平均時価総額は一時的に基準値を上回る水準にあるものの、市場環境や株価の変動リスクに鑑みると、依然として上場維持基準充足の定着に向けた予断を許さない状況であると認識しております。

当社が上場維持基準を着実に充足し、さらなる中長期的な株主価値の最大化を達成するためには、現在の延長線上の成長に留まらず、外部の経営資源をスピーディに取り込むインオーガニック戦略により、業績の非連続的なジャンプアップを市場に示すことが最優先課題であると認識しております。

なお、当社は現在、デジタル資産トレジャリー戦略に基づくイーサリアム（ETH）の取得資金を目的とした「第8回新株予約権」を発行しております。株価動向や市場環境に鑑み、当該新株予約権の資金使途の変更、あるいは行使価額の修正決議等を行うことも選択肢として検討しましたが、現時点においてはこれらを行う予定はありません。

その理由は、第8回新株予約権は「次世代のインフラ資源であるデジタル資産、すなわちイーサリアム（ETH）の蓄積とステーキング運用の最大化」という、当社の将来の爆発的な利益成長ドライバーを担う独立した財務戦略であり、その戦略的意義及び保有方針に一切の揺らぎがないためであります。

一方で、今回発行する本新株予約権は、その原資（キャッシュ・フロー）を生み出すための「本業（コンサルティング事業）の土台そのものを強固に拡大するためのM&A投資」を目的としております。

すなわち、第8回新株予約権と本新株予約権は、当社の「デジタル資産×コンサルティング」というハイブリッド型ビジネスモデルの「両輪」としてそれぞれ明確に異なる役割・使途を持っており、本業拡大という新たな投資フェーズを迅速に開始するためには、第8回新株予約権の条件を変更するのではなく、本新株予約権を新設し、新たな経営パートナーである割当予定先からの強いコミットメントを得ることが、資本政策上最も合理的であると判断しました。

本新株予約権の発行による資金調達は、既存事業のさらなる成長及び収益基盤の多角化を目指し、シナジー効果が見込める既存のITエンジニア派遣・コンサルティング事業等を営む企業、または中長期的な企業価値向上に資する新たな事業領域を営む企業のM&A、もしくは資本業務提携等の投資資金として充当することを目的としております。

これにより、高水準なストック型収益基盤を強固に拡大させると同時に、当社のもう一つの成長ドライバーである「デジタル資産トレジャリー事業」とのシナジーを追求してまいります。前期に基盤を確立したイーサリアム（ETH）の保有・ステーキング運用は、労働集約型ビジネスの制約に縛られない爆発的な利益成長をもたらすポテンシャルを有しております。

本資金調達を通じてコンサルティング事業の土台を圧倒的な規模へと拡大させ、そこから生み出される安定した経営資源をデジタル資産という「次世代のインフラ資源」へと循環させることで、収益構造の劇的な変化と、圧倒的な利益成長局面への突入を実現してまいります。

株主及び投資家の皆様と共に日本経済のフロントランナーとして「新たな景色」を見るべく、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

なお、具体的な資金使途及び支出時期の詳細については、下記「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載しております。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

なお、本新株予約権の発行要項には、行使価額の修正に関して概ね以下の内容が定められています。

2027年1月10日以降、本新株予約権の行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合、行使価額は、決議日の直前取引日（但し、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知していた場合に限る。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額に修正される。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。

上記にかかわらず、本新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、又は金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は上記の修正に係る取締役会決議を行うことができない。

当社は、本新株予約権の行使価額の修正を決議するに際して、当該修正が行われる時点の株価状況や資金需要等の諸般の事情を考慮した上で行使価額を修正するかどうかを判断する予定です。なお、当社は、本新株予約権の行使価額の修正を取締役会が決議した場合には、その旨を開示します。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の目的」に記載した既存事業の強化及び収益基盤の多角化を目的としたM&A等の投資資金を調達するにあたり、当社の経営戦略を中長期的な視点で支援し得るパートナーの模索、及び機動性と既存株主の皆様への配慮を両立した最適な資金調達手法について多角的に比較・検討を重ねてまいりました。

そのような中で当社は、2026年2月13日に開示しました「株式の売出し、当社の主要株主である筆頭株主の異動並びにGP上場企業出資D投資事業有限責任組合による株式会社Def consulting株式(証券コード4833)の買付けに関するお知らせ」にて開示のとおり、同日付(2026年2月13日)をもってGP上場企業出資D投資事業有限責任組合が当社の主要株主である筆頭株主となっております。

それ以降、同ファンドの関係者等との間で、当社の事業環境や経営課題に関する初期的な情報交換を開始しました。

その後も、単なる資本関係に留まらず、経営幹部を交えた定期的な面談やWeb会議等の密度の高い意見交換を継続的に重ねてまいりました。この双方向の対話プロセスを通じて、短期間のうちに当社の事業特性や中長期的な成長戦略、なによりも上場維持基準の充足に向けた課題認識に対する極めて深い相互理解を構築するに至っております。

このように、同ファンドとの間で当社の経営戦略に関する共通認識が強固に確立されたことを背景として、当社は2026年4月中旬、同ファンド及び財務戦略や投資において高い専門性と豊富なネットワークを有する株式会社WestWoodCapitalの2社との間で、本新株予約権による資金調達に関する具体的な提案及び協議を開始しました。

今回採用した本スキームは、有価証券届出書上の区分においては行使価額修正条項付新株予約権に該当するものの、一般的な市場連動型の行使価額修正条項付新株予約権とは異なり、株価の下落等に伴って当社の判断に基づかない行使価額の修正が行われることはなく、かつ、修正後の行使価額が直近時点の株価に対してディスカウントされることもありません。株価下落による既存株主の皆様への予期せぬ希薄化リスクを抑制しつつ、当社の成長可能性を高く評価した割当予定先がリスクを応分に負担する設計となっております。

これにより、既存株主の皆様への利益に最大限配慮しながら、当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達することが可能となります。

また、当社の事業環境、経営課題を熟知する当社の主要株主である筆頭株主のGP上場企業出資D投資事業有限責任組合から継続して資金を迎え入れることは、ガバナンス体制のさらなる強化において極めて有益であること、並びに新たなパートナーとなるWestWoodCapitalの有する財務ノウハウやインオーガニック戦略における知見が当社の今後の成長を大きく後押ししていただけるものであることから、総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達及び両社への割当てが当社の今後の成長及び企業価値向上にとって最善であると判断しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計31,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。

そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

行使価額修正条項・選択権

本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額を修正することが可能です。今後、当初行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合、行使価額を修正することによって資金調達額の増額を促すことができるほか、株価が軟調に推移する場合でも当社の資金需要に応じて権利行使を促し、機動的な資金ニーズに対応することが可能です。

株価への影響の軽減

行使価額の修正が行われる場合においても、修正後の行使価額は当社取締役会が決議した場合(但し、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権者に通知していた場合に限る。)、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に設定される(ディスカウントされた価格による新株発行が行われない)ため、権利行使に伴う株価の下落圧力は相当程度緩和されると考えられます。また、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはありません。

このように、本新株予約権は、株価が低迷する局面において一度に大量の権利行使が行われ、当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

行使時期の分散

本新株予約権の行使期間は約5年間であり、割当予定先との間に行使スケジュール等を法的に義務付ける合意等は存在いたしません。割当予定先からは、当社のM&A投資等の具体的な資金需要の発生時期や市場の株価動向、流動性等を総合的に勘案した上で、中長期的な観点から権利行使を行う意向を得ております。

このように、本新株予約権の権利行使は、当社の事業進捗等に合わせて、約5年間の行使期間にわたって分散して行われることが想定されるため、一時に大量の普通株式が交付されることによる市場への影響や、権利行使に伴う希薄化の影響も分散され、限定的となることが期待できます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価下落・低迷時に、資金調達額が減少する可能性

株価が長期的に行使価額を下回る状況等では、本新株予約権の行使に伴う資金調達が当初の想定通りにはできない可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却した場合、当該売却により当社株価への下方圧力が生じる可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットは大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では資力等の問題から割当予定先である既存株主の参加率が非常に不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。これらの点を考慮の上、新株式の第三者割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

(d) 包括的新株発行プログラム(“STEP”)

包括的新株発行プログラム(以下、「STEP」といいます。)とは、あらかじめ設定した枠組みの中で、発行会社が市場環境等を見極めながら任意のタイミングで小分けに新株を発行して資金調達を行う仕組みであります。本資金調達とは、段階的に資金を調達できるという点で類似しておりますが、STEPにおいては、当社が各回の新株発行(価額決定)を決議する都度、当社にインサイダー情報(未公表の重要事実)が存在しないことが条件となります。そのため、仮に検討中のM&Aや業務提携等の重要事実が存在する場合、その公表前は一切の新株発行決議(資金調達)ができなくなるという柔軟性に欠ける点があります。一方で、本資金調達は、本日の取締役会において一括して発行を決議した後は、割当予定先の裁量において権利行使(資金の払込み)が行われる仕組みであります。したがって、今後当社に新たなインサイダー情報(未公表の重要事実)が生じた場合であっても、それが割当予定先に共有されない限りは、資金調達の履行に制限がかかることはありません。当社としては、今後M&Aや資本業務提携等の重要事実を水面下で同時並行かつ積極的に検討・推進していく方針であるため、調達の停止リスクがあるSTEPは現在の成長戦略と合致いたしません。これらの点を考慮の上、包括的新株発行プログラム(“STEP”)は今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

転換社債型新株予約権付社債(CB)(転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債(MSCB)を含む。)

CBは、発行時に払込金額の全額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性が高いため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。また、MSCBは、発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額の修正が一切なされない設計の新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性・柔軟性は本スキームと比較して低いため、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

行使価額が自動的に修正されるタイプの行使価額修正条項付新株予約権(MSワラント)

本新株予約権は、当社の判断により行使価額の修正を可能とする条項を有する関係上、有価証券届出

書上の区分においては行使価額修正条項付新株予約権に該当いたしますが、株価の変動に応じて行使価額が自動的に修正される仕組み(市場連動型のリセット条項)は一切有しておりません。

一方で、本項で比較対象としている市場連動型のリセット条項を有する行使価額修正条項付新株予約権(MSワラント)による資金調達は、株価下落局面において当社の意思にかかわらず行使が促進されやすいという特性があります。

下落した行使価額で権利行使が進むことにより、当初想定していた規模の資金調達が実現しない一方で希薄化のみが進行し、結果として株価への下押し圧力を招く懸念があります。

以上の点を考慮し、既存株主の皆様の利益(希薄化リスクの抑制)に配慮し、行使価額の修正についても当社のコントロール下におきつつ計画的な成長投資を進めたいとする当社の財務戦略・資本政策に照らし、こうした市場連動型のリセット条項を有するMSワラントの仕組みについては、今回の資金調達方法としては適切ではないと判断しました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、既存株主の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

借入・社債・劣後債による資金調達

借入、社債、又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下する他、収益の安定性、担保力、現在の収益力が重視される傾向があり実際の調達には困難が伴うことから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。

8. 本新株予約権に係る株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,242,790,000	23,515,000	1,219,275,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(2,790,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,240,000,000円)を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、信用調査費用、登記費用及び有価証券届出書作成費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計約1,219百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
M&A、もしくは資本業務提携等の投資資金	1,219	2026年7月11日 ～ 2031年7月10日
合計	1,219	

- (注) 1. 調達した資金は、実際の支出までは、当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。
2. 本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があり、また、本新株予約権の行使価額は調整される可能性があるため、調達金額が上記支出予定金額を超過する場合又は下回る場合があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、今後想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。
3. 調達資金が不足した場合には、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの借入等の追加での資金調達や自己資金により賄うことも検討する予定であります。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

既存事業のさらなる成長及び収益基盤の多角化を目的とした、ITエンジニア派遣・コンサルティング事業等を営む企業、または中長期的な企業価値向上に資する新たな事業領域を営む企業のM&A、もしくは資本業務提携等の投資資金として、2026年7月から2031年7月までに全額を充当する予定であります。

当社が想定しているM&A対象企業の規模としては、ITエンジニア等の所属人員数が数十名から100名規模、年間売上高が数億円から十数億円規模の企業、あるいはそれらと同等の事業資産を有する企業を主なターゲットとして想定しております。選定にあたっては、当社の強みを活かせる人材ビジネス領域を主軸としつつも、中長期的な収益基盤の多角化に寄与し、当社の既存事業とクロスセル等の高いシナジー効果が期待できるインフラ・テクノロジー領域やその他の周辺事業を営む企業への投資についても柔軟かつ機動的に検討していく方針であります。

本資金調達により、これら有望なパイプライン(投資候補先)に対して機動的かつ複数回にわたる分割投資、または複数企業の買収・提携を迅速に実行できる体制を確保するとともに、交渉において即座に対応できる確実かつ十分な資金力を早期に確保するため、複数年度に及ぶ支出予定期間を見据えて本新株予約権の形式を選択しました。

当社は、「デジタル資産×コンサルティング」という独自のハイブリッド型ビジネスモデルを推進しており、コンサルティング事業のインオーガニック戦略(M&A)の実行は、単なる規模の拡大に留まりません。

本投資を通じて高水準なストック型収益基盤を強固に拡大させ、そこから創出される安定的なキャッシュ・フローを、当社のもう一つの強力な利益成長のドライバーである「デジタル資産トレジャリー戦略(イーサリアム(ETH)の取得・ステーキング運用等)」へと戦略的に循環・投入していくための、極めて重要な「土台作り」に位置付けられるものです。

このように、本資金調達によるM&A戦略の推進と、コンサルティング事業の劇的な成長は、労働集約型ビジネスの制約に縛られないデジタル資産トレジャリー戦略の規模及び運用効率の最大化を加速させるものであります。

当社は、本財務戦略の着実な実行を通じて、収益構造の劇的な変化と圧倒的な利益成長局面への突入を実現し、当社の企業価値の持続的かつスピード感のある向上を目指してまいります。

なお、当社は直近(2026年3月31日時点)において、4,976ETHのイーサリアム(ETH)を保有しております。第7回新株予約権による調達資金のうち、デジタル資産(ETH)への実質的な再投資余力(現物取得やオプション取引による追加購入等に即時充当できる資金)は2~3億円程度となっておりますが、現時点におけるイーサリアム(ETH)の追加取得や運用については、全額この第7回新株予約権に係る再投資余力の範囲内で賄う方針であります。

すなわち、今回発行する本新株予約権により調達する資金については、その全額をコンサルティング事業等の強化を目的としたM&A及び資本業務提携の原資として独立して管理するものであり、本資金を暗号資産(デジタル資産)の直接的な追加取得に直接充当する予定はありません。

期限までに既存事業の強化を目的としたM&A又は資本業務提携等に資金が充当されなかった場合、あるいは未充当の残額が生じた場合は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理を継続し、代替用途として、引き続き既存事業の成長を維持するための運転資金(ITエンジニアの採用・育成費用やマーケティング費用等)に充当するか、または期限後も引き続き既存事業の強化を目的としたM&A又は資本業務提携の資金への充当を模索する予定であります。

さらに、実際に投資する金額が上記金額を超える場合には、当社の企業価値向上と株主の皆様の利益に資するか否かを慎重に検討した上で、調達コストも勘案しつつ金融機関からの借入等の追加での資金調達や自己資金等その時点で適切と考える対応を検討及び実行する予定であります。

なお、具体的な資金用途が変更となった場合には適切に開示する予定であります。

また、過去のファイナンスに係る調達状況及び充当状況は以下のとおりです。

第三者割当による新株式の発行

発行日	2023年6月5日
当該募集による発行株式数	4,385,900株
発行価額	1株につき114円
調達資金の額	494,992,600円(差引手取概算額)
割当先	株式会社The capital
発行時における当初の資金使途	人材確保に係る採用関連費400百万円 教育訓練に係る研修費及び採用後の教育期間における人件費 95百万円
発行時における支出予定時期	2023年6月~2025年3月 2023年6月~2025年3月
現時点における充当状況	全額充当済み 全額充当済み

第三者割当による第6回新株予約権の発行

割当日	2025年6月16日	
発行新株予約権数	73,000個	
発行価額	2,555,000円(新株予約権1個当たり35円)	
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	666,855,000円(差引手取概算額 662,355,000円) (内訳)	2,555,000円 664,300,000円
割当先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 5,840,000株(58,400個) MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC 1,460,000株(14,600個)	
募集時における 発行済株式数	29,302,015株	
当該募集による 潜在株式数	7,300,000株(第6回新株予約権1個につき100株)	
現時点における 行使状況 (注)1	7,300,000株(73,000個)行使されております。	
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額) (注)1	700百万円(695百万円)調達しております。	
発行時における 当初の資金使途 (注)2、3	社債の償還 200百万円 存事業強化を目的としたM&A及び資本業務提携等に係る投資資金 462百万円	
発行時における 支出予定時期 (注)2、3	2025年6月～2026年6月 2025年6月～2027年3月	
現時点における 充当状況 (注)2、3	全額充当済み 全額充当済み	

(注)1. 「現時点における行使状況」及び「現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)」は、2026年5月31日までの行使状況に基づき記載しております。

2. 当社は、2025年5月30日付の「第三者割当による第6回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第1回無担保普通社債の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」にて公表のとおり、社債の償還及び既存事業強化を目的としたM&A及び資本業務提携等に係る投資資金に使用するため、資金調達を実施しました。しかしながら、2025年9月9日付の「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、M&A及び資本業務提携等については依然として中長期的に重要な選択肢であると認識しておりますが、より実現可能性が高く、且つ即効性もある「ビットコイントレジャー戦略」の推進に充てる資金とすることで、早期の企業価値向上に努めることを踏まえ、調達した資金の使途及び充当時期を変更しました。変更後の資金使途は、社債の償還及びビットコイントレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得に充当していく方針です。変更の内容は以下のとおりであります。

変更前(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
社債の償還(額面価額総額)	200	2025年6月～2026年6月
既存事業強化を目的としたM&A及び資本業務提携等に係る投資資金	462	2025年6月～2027年3月
合計	662	

変更後(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
社債の償還(額面価額総額)	200 (<u>充当済金額: 200</u>)	2025年6月~2026年6月 (<u>充当時期: 2025年6月~ 2025年7月</u>)
<u>ビットコイントレジャー戦略に基づ くビットコイン(Bitcoin)取得</u>	462 <u>495</u>	2025年9月~2026年3月
合計	662 <u>695</u>	

第6回新株予約権は2025年9月2日に行使が完了しましたが、行使期間の株価変動により実際の調達金額は、本新株予約権の発行決議時点の想定調達額662百万円を上回る695百万円となっております。そのため、上記の表における「ビットコイントレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得」及び「合計」の各「金額(百万円)」欄の下段には、変更後の金額を記載しております。

3. 当社は、2025年9月9日付の「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、M&A及び資本業務提携等については依然として中長期的に重要な選択肢であると認識しておりますが、より実現可能性が高く、且つ即効性もある「ビットコイントレジャー戦略」の推進に充てる資金とすることで、早期の企業価値向上に努めることを踏まえ、ビットコイントレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得に使用するため、調達した資金の使途及び充当時期を変更しました。しかしながら、2025年9月17日付の「トレジャー戦略の方針転換に関するお知らせ」にて公表のとおり、市場動向や競合環境を注視する中で、世界規模で進展するブロックチェーンの進化、とりわけイーサリアム(ETH)が果たす役割が急速に拡大していることを踏まえ、対象資産をイーサリアム(ETH)へと一本化することを踏まえ、調達した資金の使途及び充当時期を再度変更しました。変更後の資金使途は、デジタル資産トレジャー戦略に基づくイーサリアム(ETH)取得に充当していく方針です。変更の内容は以下のとおりであります。

変更前(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
社債の償還(額面価額総額)	200 (<u>充当済金額: 200</u>)	2025年6月~2026年6月 (<u>充当時期: 2025年6月~ 2025年7月</u>)
<u>ビットコイントレジャー戦略に基づ くビットコイン(Bitcoin)取得</u>	462 <u>495</u>	2025年9月~2026年3月
合計	662 <u>695</u>	

変更後(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
社債の償還(額面価額総額)	200 (<u>充当済金額: 200</u>)	2025年6月~2026年6月 (<u>充当時期: 2025年6月~ 2025年7月</u>)
<u>デジタル資産トレジャー戦略に基づ くイーサリアム(ETH)取得</u>	462 <u>495</u> (<u>充当済金額: 495</u>)	2025年9月~2026年3月
合計	662 <u>695</u> (<u>充当済金額: 695</u>)	

第6回新株予約権は2025年9月2日に行使が完了しましたが、行使期間の株価変動により実際の調達金額は、本新株予約権の発行決議時点の想定調達額662百万円を上回る695百万円となっております。そのため、上記の表における変更前の「ビットコイントレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得」及び「合計」、変更後の「デジタル資産トレジャー戦略に基づくイーサリアム(ETH)取得」及び「合計」の各「金額(百万円)」欄の下段には、変更後の金額を記載しております。また、普通社債の発行により調達した190百万円についても「デジタル資産トレジャー戦略に基づくイーサリアム(ETH)取得」に充当が完了しております。

第三者割当による第7回及び第8回新株予約権の発行

割当日	2025年9月10日
発行新株予約権数	第7回新株予約権：360,000個 第8回新株予約権：160,000個
発行価額	2,640,000円 (第7回新株予約権1個当たり2円、第8回新株予約権1個当たり12円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	4,994,640,000円(差引手取概算額 4,982,640,000円) (内訳) 新株予約権発行分 2,640,000円 新株予約権行使分 4,992,000,000円
割当先	EVO FUND 36,000,000株(360,000個) 株式会社The capital 14,000,000株(140,000個) 下村 優太 1,000,000株(10,000個) 上之園 圭介 1,000,000株(10,000個)
募集時における 発行済株式数	35,712,015株
当該募集による 潜在株式数	52,000,000株(第7回新株予約権及び第8回新株予約権1個につき100株)
現時点における 行使状況 (注)1	第7回新株予約権：36,000,000株(360,000個)行使されております。 第8回新株予約権：0株(0個)行使されております。
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額) (注)1	3,553百万円(3,541百万円)調達しております。
発行時における 当初の資金使途 (注)2	ビットコイントレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得 4,982百万円
発行時における 支出予定時期	2025年9月～2029年3月
現時点における 充当状況 (注)2	デジタル資産トレジャー戦略に基づくイーサリアム(ETH)取得 2,611百万円

(注) 1. 「現時点における行使状況」及び「現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)」は、2026年5月31日までの行使状況に基づき記載しております。

2. 当社は、2025年8月25日付の「第7回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第8回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、「ビットコイントレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得」として4,982百万円を充当する予定としておりました。しかし、2025年9月17日付の「トレジャー戦略の方針転換に関するお知らせ」にて開示したとおり、その後の市場動向や競合環境を注視する中で、世界規模で進展するブロックチェーンの進化、とりわけイーサリアム(ETH)が果たす役割が急速に拡大していることを踏まえ、対象資産をイーサリアム(ETH)へと一本化する決断をいたしました。変更の内容は以下のとおりであります。

変更前(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
<u>ビットコイントレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得</u>	4,982	2025年9月～2029年3月
合計	4,982	

変更後(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
<u>デジタル資産トレジャー戦略に基づくイーサリアム(ETH)取得</u>	4,982 (充当済金額：2,611)	2025年9月～2029年3月
合計	4,982 (充当済金額：2,611)	

第7回新株予約権は、2026年2月2日に行使が完了しましたが、行使期間の株価変動により実際の調達額は本新株予約権発行決議時点の想定調達額3,456百万円を上回る3,553百万円となっております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

GP上場企業出資D投資事業有限責任組合

名称	GP上場企業出資D投資事業有限責任組合	
所在地	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
組成目的	有価証券の取得等	
組成日	2025年12月18日	
出資の総額	1,253,000,000円	
主たる出資者及び出資比率	個人1名（注2） 99.8%	
業務執行組員等に関する事項	名称	無限責任組員 Growth Partners LLP有限責任事業組合
	所在地	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3
	代表者の役職・氏名	組員 古川 徳厚 組員 グロースパートナーズ株式会社 職務執行者 古川 徳厚
	事業内容	投資業務等
	出資の総額	14,430,000円
	主たる出資者及び出資比率	組員 古川 徳厚 90.0% 組員 グロースパートナーズ株式会社 10.0%
提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社の主要株主かつ筆頭株主であり、当社普通株式を15,752,410株（議決権割合 21.70%）保有しております。当社が保有している割当予定先の株式の数：0株
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
提出者と業務執行組員等との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は、グロースパートナーズ株式会社との間で2026年6月24日付で事業提携契約を締結しており、同社より以下の項目に係る包括的な業務支援およびコンサルティングを受けております。 成長戦略策定支援、事業計画策定支援、新規事業提案 業務生産性の改善・強化に係るサポート 人材の採用・定着に係るサポート M&A案件の紹介、PMIの支援 IRに関するアドバイスの提供、IR支援、投資家の紹介

(注) 1 割当予定先の概要、並びに、割当予定先との関係及び割当予定先の業務執行組員との関係の欄は、別途時点を特定していない限り本開示日現在におけるものです。

2 主たる出資者の概要については、出資比率が10%以上の出資者の属性のみ記載しております。主たる出資者の名称については、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由については、割当予定先は非公開のエンティティであり、主たる出資者の名称は極めて守秘性の高い情報であるため、割当予定先の方針により非公開にしていると確認しております。主たる出資者以外の出資者としては、法人1社、個人2名となります。

3 当社は、割当予定先、その業務執行組員及びその役員、並びに割当予定先の全出資者（以下「割当予定先関係者」といいます。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表者：小板橋 仁、

住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

株式会社WestWoodCapital

名称	株式会社WestWoodCapital	
所在地	東京都港区南麻布四丁目10番10 - 201号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 西木 隆	
事業内容	有価証券の売買及び保有等	
資本金	10,000,000円	
設立年月日	2002年12月25日	
発行済株式数	200株	
決算期	7月	
従業員数	0名（役員除く）	
主要取引先	-	
主要取引銀行	-	
大株主及び持株比率	西木 隆 90.0% 西木 志保 10.0%	
提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社普通株式を475,300株（議決権割合 0.65%）保有しております。 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

- (注) 1 割当予定先の概要、並びに、割当予定先との間の関係及び割当予定先の業務執行組員との間の関係の欄は、別途時点を特定していない限り本開示日現在におけるものです。
- 2 割当予定先の最近3年間の経営成績及び財政状態については、いずれも個人の資産に関わる情報であり、割当予定先の承諾が取れておりませんので、記載しておりません。
- 3 当社は、株式会社WestWoodCapital及び西木 隆氏（以下「割当予定先関係者」といいます。）について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先関係者が反社会的勢力でない旨を確認しました。さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表者：小坂橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）に割当予定先関係者について調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先関係者が反社会的勢力とは関係していないと判断しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載したM&A等のインオーガニック戦略を実行し、当社の自律的成長を飛躍的に加速させるための機動的かつ蓋然性の高い資金調達手法及び中長期的な経営パートナーについて慎重に検討を重ねてまいりました。

そのような中で当社は、2026年4月中旬に、当社の主要株主である筆頭株主のGP上場企業出資D投資事業有限責任組合及び株式会社WestWoodCapitalの2社との間で、本新株予約権による資金調達に関する具体的な提案及び協議を開始しました。

今回採用した本スキームは、有価証券届出書上の区分においては行使価額修正条項付新株予約権に該当するものの、一般的な市場連動型のリセット条項を有する行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）とは異なり、市場株価の変動に応じて行使価額が自動的に修正されることはなく、当社が行使価額の修正を選択しない限りは行使価額が固定される設計となっております。

そのため、既存株主の皆様への予期せぬ希薄化リスクに最大限配慮しつつ、当社の成長可能性を高く評価した割当予定先がリスクを応分に負担する設計となっております。これにより、当社の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できるため、当社のニーズに合致していると判断しました。

割当予定先として両社を選定した具体的な理由は以下のとおりであります。

GP上場企業出資D投資事業有限責任組合

同ファンドは、2026年2月13日付で当社の主要株主である筆頭株主に該当しております。それ以降、同ファンドの無限責任組合員の関係者等との間で当社の事業環境や経営課題に関する初期的な情報交換を開始しております。

その後、主要株主である筆頭株主という緊密な資本関係を背景とした当社経営陣との継続的かつ密度の高い意見交換を通じて、短期間のうちに当社の事業特性や中長期的な成長戦略に対する極めて深い理解を相互に構築するに至っております。

また、同ファンドを管理・運営するグロースパートナーズ株式会社は、上場企業に求められる高度なガバナンスと当社に関連する業界や経営の豊富な知見を有しており、同ファンドから継続して資金を迎え入れることは、単なる資金調達に留まらず、当社の今後の成長戦略の推進やガバナンス体制のさらなる強化において極めて有益であると判断し、選定しました。

なお、当社は、グロースパートナーズ株式会社との間で2026年6月24日付で事業提携契約を締結しました。当該契約に基づき、当社は、グロースパートナーズ株式会社から、以下の支援を受ける予定であります。

- ・成長戦略策定支援、事業計画策定支援、新規事業提案
- ・業務生産性の改善・強化に係るサポート
- ・人材の採用・定着に係るサポート
- ・M&A案件の紹介、PMIの支援
- ・IRに関するアドバイスの提供、IR支援、投資家の紹介

株式会社WestWoodCapital

同社は、財務戦略や投資において高い専門性と豊富なネットワークを有する企業であり、当社代表取締役の下村 優太氏が自身の経営者仲間を介して、同社の代表取締役である西木 隆氏の紹介を受け、面談を実施しました。

その後、同氏及び同社が当社の「デジタル資産×コンサルティング」というハイブリッド型ビジネスモデル、ならびに今後のM&A戦略に対して高い関心を示したことから、速やかに情報交換を進め、前述の通り2026年4月中旬より本新株予約権による資金調達に関する具体的な提案の受領および条件交渉等の協議を開始しました。

同社は、当社の既存事業の拡大およびM&A戦略に対する深い理解を示しており、同社の持つ豊富なネットワークや財務ノウハウは、今後のインオーガニック戦略の実行における強力なサポートとなり、当社の成長を大きく後押ししていただけるものと判断し、新たなパートナーとして選定しました。

以上のことから、本スキームのメリット・デメリット及び他のスキームを勘案の上、既存株主の皆様の利益に配慮しつつ、当社の今後の成長にとって最善であるとの総合的な判断により、両社を割当予定先として選定しました。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、31,000,000株で、以下のとおり割り当てます。

GP上場企業出資D投資事業有限責任組合	: 30,000,000株
株式会社WestWoodCapital	: 1,000,000株

(4) 株券等の保有方針

GP上場企業出資D投資事業有限責任組合

GP上場企業出資D投資事業有限責任組合からは、当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権の行使により取得する普通株式を売却する際における投資資金の回収）を目的としております。

権利行使を行うタイミングにつきましては、当社のM&A投資等の資金需要の発生時期や、市場環境及び株価動向等を総合的に勘案した上で、割当予定先の裁量において柔軟に権利行使を行う方針であることを、当社の経営陣（代表取締役社長 下村優太、取締役 上之園圭介、及び管理部掌管執行役員 岩崎雅一）が口頭により確認し

ております。

なお、当社の要請によって株価が行使価額を下回る状況においても強制的に権利行使を行わせるような、契約等による法的な義務付けや合意は存在しません。

また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式の保有方針につきましては、一時に大量の株式が市場に流出して株価に悪影響を与えることを回避しつつ、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案した上で売却を進める方針である旨を確認しております。

本新株予約権の譲渡制限措置として、本新株予約権の発行要項において、本新株予約権を譲渡等により取得する際には、当社取締役会の承認を要する旨を定めております。これにより、当社の承諾なく本新株予約権が第三者に譲渡されることを防止する措置を講じております。

また、同ファンドからは、割当後短期的な期間内に第三者に本新株予約権を譲渡することはない方針である旨の意向を得ております。

株式会社WestWoodCapital

株式会社WestWoodCapitalからは、当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権の行使により取得する普通株式を売却する際における投資資金の回収)を目的としております。

権利行使を行うタイミングにつきましては、当社のM&A投資等の資金需要の発生時期や、市場環境及び株価動向等を総合的に勘案した上で、割当予定先の裁量において柔軟に権利行使を行う方針であることを、当社の経営陣(代表取締役社長 下村優太、取締役 上之園圭介、及び管理部管掌執行役員 岩崎雅一)が口頭により確認しております。

なお、当社の要請によって株価が行使価額を下回る状況においても強制的に権利行使を行わせるような、契約等による法的な義務付けや合意は存在しません。

本新株予約権の譲渡制限措置として、本新株予約権の発行要項において、本新株予約権を譲渡等により取得する際には、当社取締役会の承認を要する旨を定めております。これにより、当社の承諾なく本新株予約権が第三者に譲渡されることを防止する措置を講じております。

なお、同社からは、本新株予約権の割当後、短期的な期間内に第三者に本新株予約権を譲渡することはない方針である旨の意向を得ております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の割当予定先であるGP上場企業出資D投資事業有限責任組合及び株式会社WestWoodCapitalの2社について、本新株予約権の払込みに要する資金(発行価格)及び本新株予約権の行使に必要な資金(総行使価額)の双方に係る払込能力(財産の存在)について、以下のとおり確認しました。

GP上場企業出資D投資事業有限責任組合

同ファンドについて、本新株予約権の払込みに要する資金(発行価格)をカバーする現預金を保有していることを、同ファンドの金融機関における2026年6月7日時点の残高記録(預金口座の残高が確認できる書面の写し)を受領し、確認しました。

一方、本新株予約権の行使に必要な資金(総行使価額)は確認することはできておりませんが、GP上場企業出資D投資事業有限責任組合は、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を行うことを予定している旨の説明を受けております。

株式会社WestWoodCapital

株式会社WestWoodCapitalについて、本新株予約権の払込みに要する資金（発行価格）及び本新株予約権の行使に必要な資金（総行使価額）の双方をカバーする現預金を保有していることを、同社の金融機関における2026年6月5日時点の残高記録（預金口座の残高が確認できる書面の写し）を受領し、確認しました。

さらに、同社の2025年7月期の決算書（貸借対照表及び損益計算書）における純資産及び現預金残高の状況を確認することにより、本新株予約権の払込み及び全部の行使に要する資金の払込能力が十分に確保されていることを確認しております。

以上の確認により、当社は、両割当予定先が本新株予約権の払込み及びその後の行使に必要な資金を十分に保有しており、本第三者割当による資金調達の蓋然性は極めて高いものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

GP上場企業出資D投資事業有限責任組合

当社は、GP上場企業出資D投資事業有限責任組合並びに関係企業及び運用責任者である古川 徳厚氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、GP上場企業出資D投資事業有限責任組合が反社会的勢力でない旨を確認しました。また、GP上場企業出資D投資事業有限責任組合からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表者：小板橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）にGP上場企業出資D投資事業有限責任組合並びに関係企業及び運用責任者である古川 徳厚氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年5月8日、GP上場企業出資D投資事業有限責任組合並びに関係企業及び運用責任者である古川 徳厚氏に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領しました。

以上から総合的に判断し、当社はGP上場企業出資D投資事業有限責任組合並びに関係企業及び運用責任者である古川 徳厚氏については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

株式会社WestWoodCapital

当社は、株式会社WestWoodCapital並びに関係企業及び代表取締役 西木 隆氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、株式会社WestWoodCapital並びに関係企業及び代表取締役 西木 隆氏が反社会的勢力でない旨を確認しました。また、株式会社WestWoodCapitalからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表者：小板橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）に株式会社WestWoodCapital並びに関係企業及び代表取締役 西木 隆氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年5月26日、株式会社WestWoodCapital並びに関係企業及び代表取締役 西木 隆氏に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領しました。

以上から総合的に判断し、当社は株式会社WestWoodCapital並びに関係企業及び代表取締役 西木 隆氏については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権についても、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三、以下、「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。

当社は、赤坂国際会計が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定しました。

なお、当社は、2025年8月25日付「第7回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第8回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」における算定業務に際しても、同社を第三者算定機関として選定しております。

しかしながら、前回の算定業務及び今回の本新株予約権に係る算定業務は、それぞれ個別のスポット契約に基づく独立した業務であり、同社に対する報酬の支払いは、本ファイナンスの成否や算定結果の如何に関わらず支払われる固定報酬の体系を採用しております。

また、赤坂国際会計と当社並びに今回の割当予定先（GP上場企業出資D投資事業有限責任組合及び株式会社WestWoodCapital）との間には、出資（資本関係）や役員の派遣（人的関係）等の取引関係は一切存在しません。

赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026年6月23日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（40円）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（1.9%）、ボラティリティ（73.7%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内（市場株価水準に全く影響を与えないと考えられる水準（0.0%）及び市場株価に著しく影響を与えると考えられる水準（25.0%）の中間程度の水準（12.5%）の場合、市場株価に対する影響は実務上許容される範囲であるものと考え、最大消化可能割合を12.5%程度と仮定して評価を実施）で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に一日当たりの想定売却数に応じた一定の水準の割当予定先に対する株式処分コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の9円としています。

本新株予約権の行使価額は当初、40円に設定されており、その後の行使価額は、行使価額の修正を当社取締役会が決議した日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額に修正されます。

もっとも、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額となりますが、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。

上記の本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しました。

また、当社監査等委員会からも、当社取締役会に対して、払込金額を含む本新株予約権の発行条件については、割当予定先に特に有利ではなく、本新株予約権の発行は適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関が、当社普通株式の株価及びボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価結果は合理的な公正価格を示していると考えられ、払込金額も、評価結果として表示された評価額と同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は31,000,000株（議決権数310,000個）であり、2026年3月31日時点の当社発行済株式総数 72,602,015株及び議決権数 725,903個を分母とする希薄化率は42.70%（議決

権ベースの希薄化率は42.71%)に相当します。

そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に大規模な希薄化が生じることになります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当します。

しかしながら、本新株予約権は、約5年間にわたって当社の資金需要や株価動向等を総合的に勘案した上で分散して行われることが想定されるため、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることとなります。すなわち、本新株予約権の発行時に合計310,000個の新株予約権が行使され、同時に31,000,000株の新株が一度に発行されるものではないため、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではありません。

加えて、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値および株主価値を高めるとともに、財務基盤の安定に資するものであります。

本新株予約権の発行は大規模ではありますが、これによりもたらされる将来的な業績拡大および上場維持基準の充足といったメリットは希薄化の影響を上回るものであり、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 . 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおり、既存株主に上記メリットを還元するためには迅速な本戦略の実施が必要不可欠であると認識しております。

さらに、本新株予約権の保有・行使方針につきまして、割当予定先は本新株予約権自体を短期的に第三者へ譲渡する意向はなく、行使により交付を受ける普通株式についても、中長期的な企業価値向上を期待した保有、または市場動向や需給を極めて慎重に勘案した上での売却を行う方針である旨を確認しております。

したがって、一時に大量の普通株式が市場に流出して需給に悪影響を与えるリスクは低いと判断しております。また、これらの中長期的な投資方針を有する新たなパートナーが当社の株主層に加わることで、および事業進捗に応じた適切な範囲での株式の流通は、市場での当社株式の流動性の更なる向上や株主構成の多様化に寄与し、ひいては当社株価の安定的な形成にも貢献できるものと考えております。ので、本新株予約権の発行及び行使を通じて大規模な数量の新株が発行されることは想定されますが、それと同時に、当該売却により新株が市場への流入することも想定されます。これにより、より多くの投資家に対して当社株式に投資する機会をもたすことが可能となり、市場での当社株式の流動性の更なる向上、ひいては当社株価への貢献も期待できます。

また、今回の資金調達については、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数31,000,000株に対し、取引所における当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は5,842,710株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。

したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない川村一博氏(祝田法律事務所弁護士)、久保恵一氏(当社社外取締役、東京証券取引所に届け出ている独立役員)及び長田忠千代氏(当社社外取締役、東京証券取引所に届け出ている独立役員)の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置しました。

同委員会は、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明しました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本資金調達により発行される本新株予約権の目的となる株式数31,000,000株に係る割当議決権数は310,000個となり、当社の総議決権数725,903個(2026年3月31日時点)に占める割合が42.71%となります。

そのため、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
GP上場企業出資D投資事業 有限責任組合	東京都目黒区自由が丘二丁目 16番12号	15,752,410	21.70	45,752,410	44.17
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番 21号	6,045,600	8.33	6,045,600	5.84
株式会社WestWoodCapital	東京都港区南麻布四丁目10番 10号	475,300	0.65	1,475,300	1.42
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番 1号	1,442,604	1.99	1,442,604	1.39
有限会社日本デザイン研究所	東京都品川区北品川四丁目8 番33号	1,197,300	1.65	1,197,300	1.16
砂山 僚介	静岡県浜松市中央区	1,050,000	1.45	1,050,000	1.01
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三 菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 SHP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内一丁 目4番5号)	903,712	1.24	903,712	0.87
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一 丁目2番10号	796,400	1.10	796,400	0.77
浅野 勉	岡山県岡山市北区	720,000	0.99	720,000	0.70
大志多 聖	愛知県春日井市	700,000	0.96	700,000	0.68
計	-	29,083,326	40.06	60,083,326	58.00

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2026年3月31日時点の総議決権数(725,903個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(310,000個)を加えた数で除して算出しております。

3. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

4. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社が今回、既存株主の皆様に対する一定の議決権希薄化を伴う大規模な第三者割当（本新株予約権の発行）を選択した理由は、当社の現況における最優先課題である「東証グロース市場の上場維持基準（時価総額40億円）の安定充足」と、それを実現するための「非連続なインオーガニック成長（M&A戦略）の機動的な実行」を両立させるために、今回の規模での資金枠の確保が不可欠であると判断したためであります。

当社は2026年4月1日付「上場維持基準への適合に関するお知らせ」にて開示のとおり、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準である「時価総額40億円」に対して、直近1ヶ月の平均時価総額は40.7億円の水準で推移しております。当該平均時価総額は一時的に基準値を上回る水準にあるものの、市場環境や株価の変動リスクに鑑みると、依然として上場維持基準充足の定着に向けた予断を許さない状況であると認識しております。

このような状況下において、当社が次世代のリーディングカンパニーへと飛躍し、中長期的な株主価値の最大化をより確実なものとするためには、現在の延長線上の成長に留まらず、外部の経営資源を迅速に取り込むM&Aや資本業務提携等のインオーガニック戦略を実行し、業績の非連続的な拡大を早期に果たすことが最優先課題であると認識しております。

当社が想定しているM&A対象企業の規模としては、ITエンジニア等の所属人員数が数十名から100名規模、年間売上高が数億円から十数億円規模の企業、あるいはそれらと同等の事業資産を有する企業を主なターゲットとして想定しております。

当社の強みを活かせるITエンジニア派遣・コンサルティング事業等の領域を主軸としつつ、クロスセル等の高いシナジー効果が期待できるインフラ・テクノロジー領域等への投資を柔軟かつ機動的に検討してまいります。

これら有望な複数のパイプライン（投資候補先）に対して機動的かつ複数回にわたる分割投資、または複数企業の買収・提携を迅速に実行するためには、総額として数十億円規模に及ぶ確実かつ十分な資金力を早期に確保（コミット）しておく必要があります。当社の直近（2026年3月31日時点）における現預金残高は437百万円であり、本業の運転資金や、もう一つの成長の柱であるデジタル資産トレジャリー戦略（既存の4,976ETHの維持・運用）を行う上では十分な財政基盤を確保しているものの、上記規模の複数年にわたる大規模なM&A投資を一挙に進めるための投資資金としては到底十分とは言えず、外部からの大規模な資金調達枠の確保が不可欠な状況にあります。

なお、デジタル資産（ETH）の取得資金を目的とした既存の「第8回新株予約権」の条件変更等も選択肢として検討いたしました。第8回新株予約権は「次世代インフラ資源の蓄積とステーキング運用の最大化」という将来の爆発的な利益成長ドライバーを担う独立した財務戦略であり、保有方針に一切の揺らぎはありません。

一方で、本新株予約権は、その原資を生み出すための「本業（コンサルティング事業）の土台そのものを強固に拡大するためのM&A投資」を目的としております。

すなわち、これら2つの調達は、当社の「デジタル資産×コンサルティング」というハイブリッド型ビジネスモデルの「両輪」としてそれぞれ明確に異なる役割・用途を持っており、第8回新株予約権の条件を変更するのではなく、本新株予約権を新設し、新たな経営パートナーである割当予定先からの強いコミットメント（大規模な資金枠の早期確保）を得ることが、資本政策上最も合理的であると判断しました。

本調達によりコンサルティング事業の土台を圧倒的な規模へと拡大させ、そこから生み出される安定した経営資源をデジタル資産へと循環させることで、収益構造の劇的な変化と圧倒的な利益成長局面への突入を実現し、ひいては時価総額の向上を通じた上場維持基準の早期充足を確実に達成するため、本大規模な第三者割当を行うことといたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は31,000,000株（議決権数310,000個）であり、2026年3月31日時点の当社発行済株式総数72,602,015株及び議決権数725,903個を分母とする希薄化率は42.70%（議決権ベースの希薄化率は42.71%）に相当します。なお、本有価証券届出書提出日前6ヶ月以内に行われた第三者割当等による株式の発行はないため、これと合算した希薄化率も同率となります。

このように、本資金調達の実施により大規模な希薄化が生じることになります。ご参考までに、直近6ヶ月間の一日あたりの平均出来高5,842,710株は、本資金調達により発行される潜在株式数31,000,000株の約18.8%程度です。

割当予定先であるGP上場企業出資D投資事業有限責任組合の保有方針は純投資であり、本資金調達により取得した株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針であると聞いております。したがって、割当予定先がこれらの株式を市場で売却した場合、当社の株価に与える影響によって、既存株主の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、当社としましては、本資金調達により、当社の今後の成長基盤の確立と中長期的な成長戦略の実現につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えており、本資金調達による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

また、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)(2) 新株予約権の内容(注)

1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由(5) 他の資金調達方法」に記載のとおり、他の資金調達方法と比較検討した結果、他の資金調達の方法が、今回の資金調達手法として、いずれも適切でないと判断しており、本資金調達による方法が最も適切であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本資金調達により発行される本新株予約権の目的となる株式数31,000,000株に係る割当議決権数は310,000個であり、2026年3月31日時点の当社発行済株式総数72,602,015株及び議決権数725,903個を分母とする希薄化率は42.70%(議決権ベースの希薄化率は42.71%)に相当します。そのため、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

当社は現在、「デジタル資産×コンサルティング」という独自のハイブリッド型ビジネスモデルによる中長期的な企業価値の最大化を最重要課題として掲げております。中核をなすITエンジニアリング・コンサルティング事業においては、慢性的なIT人材不足という深刻な社会課題を背景に、極めて旺盛な市場需要が存在しております。

当社は2026年4月1日付「上場維持基準への適合に関するお知らせ」にて開示のとおり、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準である「時価総額40億円」に対して、直近1ヶ月の平均時価総額は40.7億円の水準で推移しております。当該平均時価総額は一時的に基準値を上回る水準にあるものの、市場環境や株価の変動リスクに鑑みると、依然として上場維持基準充足の定着に向けた予断を許さない状況であると認識しております。

このような状況下において、当社が次世代のリーディングカンパニーへと飛躍し、中長期的な株主価値の最大化をより確実なものとするためには、現在の延長線上の成長に留まらず、外部の経営資源を迅速に取り込むM&Aや資本業務提携等のインオーガニック戦略を実行し、業績の非連続的な拡大を早期に果たすことが最優先課題であると認識しております。

M&A市場においては、優れたシナジー効果が見込める有望な投資対象企業との交渉および契約締結において、即座に対応できる確実かつ十分な資金力を事前に確保しているか否かが、ディールの成否を分かち決定的な要素となります。また、本投資を通じてコンサルティング事業の規模を早期に拡大させ、そこから生み出される強固なキャッシュ・フローを、もう一つの利益成長の強力なドライバーである「デジタル資産トレジャリー戦略」へと戦略的に循環・投入する体制を迅速に確立することは、当社の収益構造を劇的に変化させ、スピード感のある企業価値向上および上場維持基準の早期充足を達成するために、一刻の猶予も許されない不可欠な成長戦略であると判断しました。

このように、迅速に本資金調達による確実な資金枠を確保する必要があることに鑑みると、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会の招集通知の発送や開催までに少なくとも2ヶ月程度の日数を要し、変化の激しいM&A市場における機動的な投資機会を逸する重大なリスクが生じます。

また、臨時株主総会の開催に伴い、相応の機動的・経済的コストが発生することも免れません。

以上の状況を総合的に勘案した結果、当社は株主総会による意思確認の手続きに代え、経営陣から独立した第三者委員会による本資金調達の必要性および相当性に関する客観的な意見を入手することが、既存株主の皆様への配慮(希薄化の妥当性の検証)と、当社の迅速な成長戦略および上場維持基準の充足に向けた施策の実行を両立する最善の手段であると判断しました。

このため、上記「3 発行条件に関する事項(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載する本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年6月23日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

第1 本第三者委員会の意見

当委員会は、慎重に検討した結果、全員一致で、本資金調達に必要性・相当性が認められるとの結論に至った。以下、理由及び検討内容を述べる。

第2 意見の理由及び検討内容

1 本資金調達の必要性

まず、本資金調達の必要性について検討する。

(1) 本資金調達の目的の合理性

貴社は、「デジタル資産×コンサルティング」という独自のハイブリッド型ビジネスモデルにより、他社には模倣困難な競争優位性を構築し、中長期的な株主価値の最大化を目指しているところ、現在、中核をなすITエンジニアリング・コンサルティング事業は、慢性的なIT人材不足という社会課題を背景に、安定的なキャッシュ・フローを創出する強固なエンジンとして機能している。貴社はこれまで、独自の採用・育成プラットフォームによる自律的成長（オーガニック成長）を推進してきたが、今後はさらなる事業規模の飛躍的な拡大とサービス領域の拡充に向け、M&Aや業務提携等のインオーガニック戦略を機動的に実行していく局面を迎えていると考えている。

本新株予約権の発行による資金調達は、既存事業のさらなる成長及び収益基盤の多角化を目指し、シナジー効果が見込める既存のITエンジニア派遣・コンサルティング事業等を営む企業、または中長期的な企業価値向上に資する新たな事業領域を営む企業のM&A、もしくは資本業務提携等の投資資金として充当することを目的としている。これにより、貴社は、高水準なストック型収益基盤を強固に拡大させると同時に、貴社のもう一つの成長ドライバーである「デジタル資産トレジャリー事業」とのシナジーを追求する予定である。貴社は、前期に基盤を確立したイーサリアム（ETH）の保有・ステーキング運用は、労働集約型ビジネスの制約に縛られない爆発的な利益成長をもたらすポテンシャルを有していると考えている。

貴社は、本資金調達を通じてコンサルティング事業の土台を圧倒的な規模へと拡大させ、そこから生み出される安定した経営資源をデジタル資産という「次世代のインフラ資源」へと循環させることで、収益構造の劇的な変化と、圧倒的な利益成長局面への突入を実現できると考えている。

当委員会は、以上の本資金調達の目的は、貴社の状況及び今後の経営に必要な資金調達に照らして、合理的なものとする。

(2) 本資金調達の資金使途の合理性

本資金調達の資金使途は以下のとおりであり、その詳細は以下の通りである。

調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	1,242,790,000円
本新株予約権の払込金額の総額	2,790,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,240,000,000円
発行諸費用の概算額	23,515,000円
差引手取概算額	1,219,275,000円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（2,790,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（1,240,000,000円）を合算した金額である。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額である。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び貴社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は減少する可能性がある。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、信用調査費用、登記費用及び有価証券届出書作成費用等の合計額である。なお、消費税及び地方消費税は含まれていない。

調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計約1,219百万円となる予定であり、貴社は、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定している。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
M&A、もしくは資本業務提携等の投資資金	1,219	2026年6月30日 ～ 2031年6月29日
合計	1,219	

調達資金の使途の詳細は以下のとおりである。

貴社は、既存事業のさらなる成長及び収益基盤の多角化を目的とした、ITエンジニア派遣・コンサルティング事業等を営む企業、または中長期的な企業価値向上に資する新たな事業領域を営む企業のM&A、もしくは資本業務提携等の投資資金として、2026年7月から2031年7月までに全額を充当する予定である。

貴社が想定しているM&A対象企業の規模は、ITエンジニア等の所属人員数が数十名から100名規模、年間売上高が数億円から十数億円規模の企業、あるいはそれらと同等の事業資産を有する企業を主なターゲットとする。

選定にあたっては、貴社の強みを活かせる人材ビジネス領域を主軸としつつも、貴社は、中長期的な収益基盤の多角化に寄与し、貴社の既存事業とクロスセル等の高いシナジー効果が期待できるインフラ・テクノロジー領域やその他の周辺事業を営む企業への投資についても柔軟かつ機動的に検討していく方針である。

なお、貴社は直近(2026年3月31日時点)において、4,976ETHのイーサリアム(ETH)を保有している。第7回新株予約権による調達資金のうち、デジタル資産(ETH)への実質的な再投資余力(現物取得やオプション取引による追加購入等に即時充当できる資金)は2～3億円程度となるが、現時点におけるイーサリアム(ETH)の追加取得や運用については、全額この第7回新株予約権に係る再投資余力の範囲内で賄う方針である。

すなわち、今回発行する本新株予約権により調達する資金については、その全額をコンサルティング事業等の強化を目的としたM&A及び資本業務提携の原資として独立して管理するものであり、本資金を暗号資産(デジタル資産)の直接的な追加取得に直接充当する予定はない。

期限までに既存事業の強化を目的としたM&A又は資本業務提携等に資金が充当されなかった場合、あるいは未充当の残額が生じた場合は、貴社は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理を継続し、代替使途として、引き続き既存事業の成長を維持するための運転資金(ITエンジニアの採用・育成費用やマーケティング費用等)に充当するか、または期限後も引き続き既存事業の強化を目的としたM&A又は資本業務提携の資金への充当を模索する予定である。

さらに、実際に投資する金額が上記金額を超える場合には、貴社の企業価値向上と株主の利益に資するか否かを慎重に検討した上で、調達コストも勘案しつつ金融機関からの借入等の追加での資金調達や自己資金等その時点で適切と考える対応を検討及び実行する予定である。

資金使途の合理性に関する考え方

貴社は、本件開示資料「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、ITエンジニア派遣・コンサルティング事業等を営む企業、または中長期的な企業価値向上に資する新たな事業領域を営む企業のM&A、もしくは資本業務提携等の投資資金に充当する予定である。

一般に、M&Aや資本業務提携等のインオーガニック戦略においては、対象企業のPMI(買収後の統合プロセス)の成否、市場環境の変化による投資先の業績不振、あるいは当初期待したシナジー効果が十分に発現しないことによる減損リスクなど、一定の投資リスクが存在する。

これらは貴社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があるが、貴社は、投資案件の選定に際して外部専門家を交えた事前の厳格なデューデリジェンスの実施、投資評価基準に基づく客観的な買収価格の算定、及び買収後のガバナンス体制の強化と迅速な統合プロセスの実行により、これらのリスクの最小化を図っていく予定である。

貴社は、これらのリスクを慎重に勘案した上でも、慢性的なIT人材不足という社会課題を背景に、強固なストック型収益基盤を有する企業を機動的にグループに迎え入れることは、貴社の自律的成長(オーガニック成長)を飛躍的に加速させるために不可欠な戦略であると考えている。

さらに、貴社は、M&Aもしくは資本業務提携等の投資を通じてコンサルティング事業の土台を圧倒的な規模へと拡大させ、そこから生み出される安定的なキャッシュ・フローを「デジタル資産トレジャリー戦略」へと戦略的に循環・投入していくことで、労働集約型ビジネスの制約に縛られない利益成長の強力なドライバーを最大限に機能させることが可能となると考えている。

以上のことから、貴社は、本資金調達による投資は、貴社の収益構造を劇的に変化させ、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上に直結するものであり、その資金使途には十分な合理性があり、ひいては既存株主の利益にも資するものと判断している。

上記の資金使途は、貴社が策定した中期事業戦略にも合致し、又は貴社の将来の成長投資のための資金を得ることが期待できるものであり、不合理な点は認められない。

(3) 小括

以上に照らせば、本資金調達を行う必要性が認められる。

2 本資金調達相当性

当委員会は、本件調査によれば、次のとおり、本資金調達の適法性(下記(1))、資金調達方法の選択の相当性(下記(2))、本資金調達の規模の相当性(下記(3))、割当予定先選定の相当性(下記(4))、発行価額の相当性が認められることから(下記(5))、本資金調達による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行には、相当性が認められると考える。

(1) 本資金調達の適法性について

有利発行該当性

新株予約権の払込金額が「特に有利な金額であるとき」(会社法第238条第3項第2号)とは、発行時点における新株予約権の公正な価値を著しく下回る払込価格で当該新株予約権を発行することをいうと解される。そして、新株予約権の公正な価値とは、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素にオプション評価理論を用いて算出されるいわゆる公正なオプション価額をいうと解され、公正なオプション価額と取締役会において決定された払込金額とを比較し、取締役会において決定された払込金額が公正なオプション価額を大きく下回るときは、原則として、募集新株予約権の有利発行に該当すると解される(東京地決平成18年6月30日金融・商事判例1247号6頁、東京地決平成19年11月12日金融・商事判例1281号52頁参照)。

これを本件についてみると、貴社から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(以下「赤坂国際会計」という。)作成の新株予約権価値算定報告書によれば、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施した。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日(2026年6月23日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(貴社の株価(40円)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(1.9%)、ボラティリティ(73.7%)及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内(市場株価水準に全く影響を与えないと考えられる水準(0.0%)及び市場株価に著しく影響を与えると考えられる水準(25.0%)の中間程度の水準(12.5%)の場合、市場株価に対する影響は実務上許容される範囲であるものと考え、最大消化可能割合を12.5%程度と仮定して評価を実施)で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に一日当たりの想定売却数に応じた一定の水準の割当予定先に対する株式処分コストが発生すること等)を置き、本新株予約権の評価を実施した。

貴社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第9回新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の9円と決定した。

本新株予約権の行使価額は当初、40円に設定されており、その後の行使価額は、行使価額の修正を貴社取締役会が決議した日の直前取引日の取引所における貴社普通株式の普通取引の終値に相当する金額に修正される。

もっとも、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額となるが、貴社は、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えている。

上記の本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、貴社は、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断した。

かかる算定方法について、不合理な点は特段、不見当である。

そして、公正なオプション価額と取締役会において決定された払込金額とを比較し、取締役会において決定された払込金額が公正なオプション価額を大きく下回るとは言えないため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当しないと考えられる。

その他本資金調達の適法性に関する事項

上記のほか、当委員会が調査した範囲においては、本資金調達が「著しく不公正な方法」(会社法第210条第2号)によって行われたと推認させる事情は見当たらない。

また、本資金調達は、顧問弁護士その他専門家の助言の下、会社法、金融商品取引法その他関係法令、東京証券取引所の定める諸規則内規に係る諸手続を履践して行われるものであり、その他、適法性に問題は認められない。

(2) 第三者割当を選択することの相当性について

貴社は、既存事業の強化及び収益基盤の多角化を目的としたM&A等の投資資金を調達するにあたり、貴社の経営戦略を中長期的な視点で支援し得るパートナーの模索、及び機動性と既存株主への配慮を両立した最適な資金調達手法について多角的に比較・検討を重ねてきた。

そのような中で貴社は、2026年2月13日に開示した「株式の売出し、貴社の主要株主である筆頭株主の異動並びにGP上場企業出資D投資事業有限責任組合による株式会社Def consulting株式(証券コード4833)の買付けに関する

るお知らせ」にて開示のとおり、同日付(2026年2月13日)をもってGP上場企業出資D投資事業有限責任組合が貴社の主要株主である筆頭株主となっている。

それ以降、貴社は、同ファンドの関係者等との間で、貴社の事業環境や経営課題に関する初期的な情報交換を開始した。

その後も、貴社は、単なる資本関係に留まらず、経営幹部を交えた定期的な面談やWeb会議等の密度の高い意見交換を継続的に重ねてきた。この双方向の対話プロセスを通じて、短期間のうちに貴社の事業特性や中長期的な成長戦略、なによりも上場維持基準の充足に向けた課題認識に対する極めて深い相互理解を構築するに至った。

このように、同ファンドとの間で貴社の経営戦略に関する共通認識が強固に確立されたことを背景として、貴社は2026年4月中旬、同ファンド及び財務戦略や投資において高い専門性と豊富なネットワークを有する株式会社WestWoodCapitalの2社との間で、本新株予約権による資金調達に関する具体的な提案及び協議を開始した。

今回採用したスキームは、有価証券届出書上の区分においては行使価額修正条項付新株予約権に該当するものの、一般的な市場連動型の行使価額修正条項付新株予約権とは異なり、株価の下落等に伴って貴社の判断に基づかない行使価額の修正が行われることはなく、かつ、修正後の行使価額が直近時点の株価に対してディスカウントされることもない。そのため、株価下落による既存株主への予期せぬ希薄化リスクを抑制しつつ、貴社の成長可能性を高く評価した割当予定先がリスクを応分に負担する設計となっている。これにより、既存株主の利益に最大限配慮しながら、当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達することが可能となる。

また、貴社の事業環境、経営課題を熟知する筆頭株主のGPファンドから継続して資金を迎え入れることは、ガバナンス体制のさらなる強化において極めて有益であること、並びに新たなパートナーとなるWestWoodCapitalの有する財務ノウハウやインオーガニック戦略における知見が貴社の今後の成長を大きく後押しするものであることから、貴社は、総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達及び両社への割当てが貴社の今後の成長及び企業価値向上にとって最善であると判断した。

また、本資金調達を選択した経緯並びに本資金調達のスキームに関するメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法との比較に関する貴社の考えは、以下のとおりである。

[メリット]

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である貴社普通株式数は合計31,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されている。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはない。

行使価額修正条項・選択権

本新株予約権の行使価額は原則として固定されているが、貴社の判断により、行使価額を修正することが可能である。行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に、行使価額を修正することによって資金調達額の増額を促すことができるほか、株価が軟調に推移する場合でも貴社の資金需要に応じて権利行使を促し、機動的な資金ニーズに対応することが可能である。

株価への影響の軽減

行使価額の修正が行われる場合においても、修正後の行使価額は貴社取締役会が決議した場合(但し、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権者に通知していた場合に限る。)、決議日の直前取引日において取引所が発表する貴社普通株式の普通取引の終値の100%に設定される(ディスカウントされた価格による新株発行が行われない)ため、権利行使に伴う株価の下落圧力は相当程度緩和されると考えられる。また、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはない。このように、本新株予約権は、株価が低迷する局面において一度に大量の権利行使が行われ、貴社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっている。

行使時期の分散

本新株予約権の行使期間は5年間であり、権利行使は5年間にわたって順次行われることが想定されるため、権利行使に伴う希薄化の影響も分散され、限定的となることが期待できる。

[デメリット]

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がされる。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではない。

株価下落・低迷時に、資金調達額が減少する可能性

株価が長期的に行使価額を下回る状況等では、本新株予約権の行使に伴う資金調達が当初の想定どおりにはできない可能性がある。

割当予定先が貴社普通株式を市場売却することにより貴社株価が下落する可能性

割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却した場合、当該売却により貴社株価への下方圧力が生じる可能性がある。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という貴社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できない。

[他の資金調達方法との比較]

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、貴社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられる。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットは大きいと考えられる。これらの点を考慮の上、貴社は、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では資力等の問題から割当予定先である既存株主の参加率が非常に不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、貴社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難である。これらの点を考慮の上、貴社は、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断した。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられる。また、現時点では適当な割当先が存在しない。これらの点を考慮の上、貴社は、新株式の第三者割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

(d) 包括的新株発行プログラム(“STEP” : Share Trust Execution Program)

包括的新株発行プログラム(以下、「STEP」という。)とは、あらかじめ設定した枠組みの中で、発行会社が市場環境等を見極めながら任意のタイミングで小分けに新株を発行して資金調達を行う仕組みである。本資金調達とは、段階的に資金を調達できるという点で類似しているが、STEPにおいては、貴社が各回の新株発行(価額決定)を決議する都度、貴社にインサイダー情報(未公表の重要事実)が存在しないことが条件となる。そのため、仮に検討中のM&Aや業務提携等の重要事実が存在する場合、その公表前は一切の新株発行決議(資金調達)ができなくなるという柔軟性に欠ける点がある。一方で、本資金調達は、本日の取締役会において一括して発行を決議した後は、割当予定先の裁量において権利行使(資金の払込み)が行われる仕組みである。したがって、今後貴社に新たなインサイダー情報(未公表の重要事実)が生じた場合であっても、それが割当予定先に共有されない限りは、資金調達の履行に制限がかかることはない。貴社としては、今後M&Aや資本業務提携等の重要事実を水面下で同時並行かつ積極的に検討・推進していく方針であるため、調達の停止リスクがあるSTEPは現在の成長戦略と合致しない。これらの点を考慮の上、貴社は、包括的新株発行プログラム(“STEP”)は今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

転換社債型新株予約権付社債(CB)(転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債(MSCB)を含む。)

CBは、発行時に払込金額の全額を確実に調達できるというメリットがあるが、発行後に転換が進まない場合には、貴社の負債額を全体として増加させることとなり、貴社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性が高いため、今回の資金調達方法として適当ではない。また、MSCBは、発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きい。そのため貴社は、当該資金調達方法は今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額の修正が一切なされない設計の新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを貴社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性・柔軟性は本スキームと比較して低い。そのため、貴社は、当該資金方法は今回の資金調達方法として適当でないと判断した。

行使価額が自動的に修正されるタイプの行使価額修正条項付新株予約権(MSワラント)

本新株予約権は、貴社の判断により行使価額の修正を可能とする条項を有する関係上、有価証券届出書上の区分においては行使価額修正条項付新株予約権に該当するが、株価の変動に応じて行使価額が自動的に修正される仕組み(市場連動型のリセット条項)は一切有していない。一方で、本項で比較対象としている市場連動型のリセット条項を有する行使価額修正条項付新株予約権(MSワラント)による資金調達は、株価下落局面において貴社の意思にかかわらず行使が促進されやすいという特性がある。

下落した行使価額で権利行使が進むことにより、当初想定していた規模の資金調達が実現しない一方で希薄化のみが進行し、結果として株価への下押し圧力を招く懸念がある。

以上の点を考慮し、貴社は、既存株主の利益(希薄化リスクの抑制)に配慮し、行使価額の修正についても貴社のコントロール下におきつつ計画的な成長投資を進めたいとする貴社の財務戦略・資本政策に照らし、こうした市場連動型のリセット条項を有するMSワラントの仕組みについては、今回の資金調達方法としては適切ではない

と判断した。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには貴社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、貴社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、既存株主の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、貴社は、今回の資金調達方法として適当でないと判断した。

借入・社債・劣後債による資金調達

借入、社債、又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下する他、収益の安定性、担保力、現在の収益力が重視される傾向があり実際の調達には困難が伴うことから、貴社は、今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

調達予定金額、資金が必要となる時期及び資金調達の確実性に鑑みて、第三者割当という本資金調達の方法は、他の資金調達方法と比較して合理的であり、本委員会として、資金調達方法は相当であると判断した。

(3) 本資金調達の規模の相当性について

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数、31,000,000株(議決権数310,000個)であり、2026年3月31日時点の貴社発行済株式総数72,602,015株及び議決権数725,903個を分母とする希薄化率は42.70%(議決権ベースの希薄化率は42.71%)に相当する。

しかしながら、本新株予約権は、約5年間にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることとなる。すなわち、本新株予約権の発行時に合計310,000個の新株予約権が行使され、同時に31,000,000株の新株が一度に発行されるものではないため、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではない。

加えて、貴社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記の「本資金調達の資金使途」に記載した資金使途に充当する予定であり、これは貴社の今後の成長基盤の確立と中長期的な成長戦略の実現につながり、貴社の企業価値を高めるとともに、財務基盤の安定に資するものであって、本新株予約権の発行は大規模ではあるが、希薄化の影響を上回るメリットを既存株主に享受させるものであり、中長期的な観点から貴社の既存株主の利益に貢献できるものと考えている。

また、今回の資金調達については、貴社は、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数31,000,000株に対して、取引所における貴社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は5,842,710株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していると考えている。

したがって、貴社は、本新株予約権による資金調達に係る貴社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断している。

他の資金調達方法との比較では本資金調達が最も有効かつ確実な資金調達方法であることが認められるが、本資金調達による希薄化率は大きな水準である。しかし、希薄化の割合が大きいとしても、本資金調達にそれに見合う必要性が認められ、既存株主の損失を回復させるに足る効果が合理的に見込まれれば、その希薄化率は合理的なものにとどまるといえることができる。

この点、貴社の資金調達の必要性は極めて高く、また、本新株予約権発行による資金調達には、貴社の財務基盤強化及び収益改善、さらに新たな収益基盤の構築及び成長機会の獲得を通じて、企業価値の維持向上を可能とする効果が合理的に認められる。

そのため、当委員会は、貴社の成長投資を目的とする本資金調達は、中長期的にみて貴社の企業価値及び株主価値向上が見込まれることから、希薄化による既存株主の損失を回復させるに足る効果が合理的に見込まれるといえ、それを覆すに足りだけの事情は認められないと判断した

したがって、本資金調達の規模には、相当性が認められると解される。

(4) 本資金調達の割当予定先の選定の相当性

貴社は、M&A等のインオーガニック戦略を実行し、貴社の自律的成長を飛躍的に加速させるための機動的かつ蓋然性の高い資金調達手法及び中長期的な経営パートナーについて慎重に検討を重ねてきた。

そのような中で貴社は、2026年4月中旬に、貴社の主要株主である筆頭株主のGP上場企業出資D投資事業有限責任組合及び株式会社WestWoodCapitalの2社との間で、本新株予約権による資金調達に関する具体的な提案及び協議を開始した。

本資金調達は、有価証券届出書上の区分においては行使価額修正条項付新株予約権に該当するものの、一般的な市場連動型のリセット条項を有する行使価額修正条項付新株予約権(MSワラント)とは異なり、市場株価の変動に応じて行使価額が自動的に修正されることはなく、貴社が行使価額の修正を選択しない限りは行使価額が固定される設計となっている。

そのため、既存株主への予期せぬ希薄化リスクに最大限配慮しつつ、貴社の成長可能性を高く評価した割当予定先がリスクを応分に負担する設計となっている。

これにより、貴社は、貴社の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できるため、貴社のニーズに合致していると判断した。

その他、本資金調達の割当予定先の選定理由の詳細は、2026年6月24日付で開示した適時開示資料である「第三者割当による第9回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」の13頁及び14頁に記載のとおりである。当委員会は、これらの割当予定先の選定理由は、資金調達方法の内容、新株予約権の行使の蓋然性、貴社の将来の事業への見通し等を勘案すれば、本資金調達の割当予定先を選択したことについて、特に不合理な点は認められないと判断した。

(5) 小括

以上より、本新株予約権の発行については適法性及び発行価額の相当性が認められる。また、本資金調達として第三者割当を選択したこと、その規模及び割当予定先の選定のいずれについても、相当であると認められることから、本資金調達による新株予約権発行の相当性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

結論

以上のとおりであるから、2026年6月24日開催の貴社取締役会において決議される予定の本資金調達は、貴社にとって、必要かつ相当なものと認められる。

以上

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第39期、提出日2026年6月18日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年6月24日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2026年6月24日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に記載の第39期有価証券報告書の提出日(2026年6月18日)以後、本有価証券届出書提出日(2026年6月24日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2026年6月19日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当します。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,154,249,750円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,154,249,750円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年6月30日(予定)

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

2026年4月1日から資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日又は給付日として新たな株式が発行された場合には、当該新たな株式発行により増加する資本金の額と同額分を減少し、また、2026年4月1日から資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本金の額を100,000,000円とすることとします。

(2) 減少する資本準備金の額及び資本準備金の額の減少の方法

2026年4月1日から資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日又は給付日として新たな株式が発行された場合には、当該新たな株式発行により増加する資本金の額と同額分を減少し、また、2026年4月1日から資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本準備金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本準備金の額を0円とすることとします。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2027年3月31日(予定)

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、下村優太、上之園圭介の2氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、神庭雅俊、久保恵一の2氏を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定及び監査等委員である取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容の決定の件

1. 報酬額改定を相当とする理由

本件報酬額改定は、監査等委員である取締役の報酬として、従来の固定報酬とは別に、株主の皆様と価値を共有し、当社のガバナンス強化を図り、企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とした株式報酬型ストック・オプションを支給し得ることとするために提案するものであります。

監査等委員である取締役の報酬の総額枠については、従来からご承認いただいている年額50,000千円に据え置くこととし、固定報酬及び株式報酬型ストック・オプションはその範囲内でそれぞれ内訳上限を設けて支給することとします。

このように、本件報酬額改定は、株主の皆様と価値を共有し、当社のガバナンス強化を図り、企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、相当なものであると判断しております。

また、本件報酬額改定に係る対象者の員数は、第4号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)となります。

なお、当該新株予約権は、その性質上、業績達成条件を付さないこととしており、客観的な立場から監査等を行う監査等委員である取締役の役割に鑑み、相当なものであると判断しております。

2. 株式報酬型ストック・オプションの内容

監査等委員である取締役に支給する株式報酬型ストック・オプションとしての内容は以下のとおりといたし、ご承認をお願いします。

(1) 新株予約権の割当ての対象となる監査等委員である取締役の員数

新株予約権の割当ての対象となる監査等委員である取締役は、3名(うち社外取締役3名)とする。

(2) 新株予約権の数の上限

各事業年度において2,000個を年間の上限とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、付与株式数は、本議案の決議の日(以下、「決議日」という)以降、当社が普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から10年以内の範囲内で、当社取締役会が定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正な評価額とする。ただし、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当社の取締役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、

又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(10)その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	278,831	10,584	-	(注)1	可決 95.66
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに 剰余金の処分の件	277,856	11,559	-	(注)2	可決 95.32
第3号議案 取締役2名選任の件(取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)2名選任の件 下村 優太 上之園 圭介	276,835 277,846	12,580 11,569	- -	(注)3	可決 94.97 可決 95.32
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 神庭 雅俊 久保 恵一	278,862 278,951	10,553 10,464	- -	(注)3	可決 95.67 可決 95.70
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定及 び監査等委員である取締役に対する株式 報酬型ストック・オプションとしての新 株予約権に関する報酬等の額及びその内 容の決定の件	273,949	15,466	-	(注)1	可決 93.98

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3. 資本金の増減

該当事項はございません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	2026年6月18日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月15日

株式会社Def consulting
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 田 憲 三指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡 部 幸 太

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Def consultingの2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Def consultingの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>暗号資産の実在性及び評価の妥当性</p> <p>株式会社Def consulting(以下「会社」という。)は、当事業年度より新たにデジタル資産トレジャリー事業を開始している。</p> <p>【注記事項】(追加情報)(資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)に記載のとおり、期末日において暗号資産であるイーサリアム(以下「ETH」という。)1,618百万円(総資産に占める割合62%)を、国内暗号資産交換業者に預託して保有している。</p> <p>会社が保有するETHは活発な市場が存在するため、期末の市場価格に基づき評価し評価差額を当期損益として処理する必要があり、当期において評価損1,689百万円(当期純損失に占める割合78%)を営業外費用に計上している。</p> <p>暗号資産の市場価格は、暗号資産に係る市場環境や金融市場の動向の影響を受けるためボラティリティが高く、会社の財政状態及び経営成績に与える金額の重要性が高い。</p> <p>以上から、当該暗号資産(ETH)の実在性及び評価の妥当性は、当事業年度の監査において特に重要であると判断し、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、暗号資産の実在性及び評価の妥当性を評価するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none">暗号資産の取得・売却・保管・評価に係る業務プロセスについて内部統制の整備・運用状況を評価した。 <p>(2) 実在性の検証</p> <ul style="list-style-type: none">重要な入出庫について、取引所の取引履歴、銀行口座の入出金記録を閲覧し、取引の実在性及び正確な期間帰属を検証した。暗号資産交換業者への確認手続により、期末残高証明を入手し、期末保有数量を会社の帳簿残高と照合した。 <p>(3) 評価の妥当性の検証</p> <ul style="list-style-type: none">暗号資産交換業者への確認手続により、期末残高証明を入手し、期末時の時価評価単価を会社の評価レートと照合した。期末保有数量に評価レートを乗じた期末計上額、並びに取得価額との差額として認識される評価損益について再計算を実施し、関連する仕訳・表示・注記の妥当性を検討した。

有形固定資産の減損損失の認識要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社Def consulting(以下「会社」という。)は、【注記事項】(重要な会計上の見積り)(固定資産の評価)に記載のとおり、当事業年度末の貸借対照表において有形固定資産50百万円を計上している。</p> <p>当該固定資産は、主として本社事務所等で使用される設備等から構成されている。</p> <p>会社は、継続的に収支を把握している事業セグメントを資産グループの単位とするとともに、特定の事業の用に供されていない資産を共用資産として減損の兆候の有無を判定している。減損の兆候を識別した場合には、当該資産グループが生み出す割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、帳簿価額と比較することで、減損損失の認識の要否を判定している。</p> <p>当事業年度において、会社が保有する資産は共用資産であり、全社における営業損益が継続的にマイナスであることから、共用資産に減損の兆候を識別した。これに伴い、当事業年度において減損損失の認識の要否の判定を行った結果、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断している。</p> <p>当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として算定されている。この事業計画は、コンサルティング事業における「コンサルタント及びITエンジニアの採用数・稼働率・平均単価」並びに、デジタル資産トレジャリー事業における「暗号資産の運用利回り及び市場価格の変動」といった、主要な仮定に基づいて、策定されている。</p> <p>これらの仮定は、経営者による主観的判断の影響を大きく受けるとともに、コンサルティング市場の需給状況や、暗号資産市場のボラティリティといった外部要因に左右されることから、高い不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性は、経営者の見積りを伴い、不確実性が高く、監査においても職業的専門家としての判断を要するため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産の減損損失の認識要否の判定に関する判断の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の減損に係る業務プロセス、特に将来キャッシュ・フローの算定に使用される事業計画の策定プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。 <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の減損損失の認識が不要と判断した根拠について、経営者に質問し、その基礎となる資料を閲覧した。 過年度に策定された事業計画と実績との比較を行い、計画と実績が乖離した要因を分析することで、経営者の見積りの信頼性や不確実性の程度を評価した。 事業計画に含まれる主要な仮定について、経営者に質問するとともに、利用可能な内部及び外部の情報と照合し、仮定の合理性を評価した。 主要な仮定に関する見積りの不確実性を考慮し、感応度分析を実施し、仮定の変動が減損損失の認識要否の結果に与える影響を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Def consultingの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社Def consultingが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。